

資料 1

## 御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 60 号	令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算（第 5 号）について	資料 4
議案第 61 号	令和 7 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	資料 4
議案第 62 号	令和 7 年度御殿場市救急医療センター特別会計補正予算（第 2 号）について	資料 4
議案第 63 号	令和 7 年度御殿場市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	資料 4
議案第 64 号	令和 7 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	資料 4
議案第 65 号	御殿場市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	1
議案第 66 号	御殿場市新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例を廃止する条例制定について	3
議案第 67 号	御殿場市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	4
議案第 68 号	御殿場市債権管理条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第 69 号	御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第 70 号	御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について	8
議案第 71 号	トイレトラックの取得について	15
議案第 72 号	御殿場市富士山交流センターの指定管理者の指定について	16
議案第 73 号	御殿場市地区コミュニティ供用施設等の指定管理者の指定について	17

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 74 号	御殿場市たくみの郷の指定管理者の指定について	20
議案第 75 号	駿東地域職業訓練センターの指定管理者の指定について	21
議案第 76 号	御殿場市都市公園（秩父宮記念公園及び遊RUNパーク玉穂、友愛パーク・朝日を除く）の指定管理者の指定について	22

## 議案第65号

御殿場市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

御殿場市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

### 御殿場市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (最低基準の目的)

第2条 この条例及び第6条の規定に基づく規則において定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

#### (最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

#### (最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上さ

せなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

- 7 乳児等通園支援事業者は、御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団等であってはならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

御殿場市新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例を廃止する条例制定について

御殿場市新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

御殿場市新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例を廃止する条例

御殿場市新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和2年御殿場市条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

御殿場市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

御殿場市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 御殿場市印鑑条例（昭和63年御殿場市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付等）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を使用して民間事業者が設置する多機能端末機（個人番号カード等を使用することにより自動で証明書を交付することができるものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請が適正であるとの確認並びに印鑑登録証明書の作成及び交付を当該多機能端末機により行うものとする。

3 第1項の規定により個人番号カード等を使用して印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項又は同法第35条の2第7項の定めるところにより、事前に同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けなければならない。

第10条の3を削る。

第2条 御殿場市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3

号口」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

（御殿場市手数料条例の一部改正）

- 2 御殿場市手数料条例（昭和58年御殿場市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「、移動端末設備又は住民基本台帳カード」を「又は移動端末設備」に改める。

議案第68号

御殿場市債権管理条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市債権管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

御殿場市債権管理条例の一部を改正する条例

御殿場市債権管理条例（令和4年御殿場市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第7号中「あった場合」の次に「又はその相続人が存在しない場合（その相続人の存在が明らかでない場合を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例

御殿場市営住宅条例（平成9年御殿場市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 規則で定める誓約書を提出すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の御殿場市営住宅条例の規定は、施行日以後に入居の決定をした者について適用し、施行日前に入居の決定をした者については、なお従前の例による。

議案第70号

御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について

御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(御殿場市上水道事業給水条例の一部改正)

第1条 御殿場市上水道事業給水条例（平成10年御殿場市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第40条及び第41条を次のように改める。

(技術者の資格)

第40条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次

号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第41条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者については3年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）については5年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）については6年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課

程を修了した者

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（御殿場市簡易水道事業給水条例の一部改正）

第2条 御殿場市簡易水道事業給水条例（平成10年御殿場市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第40条及び第41条を次のように改める。

（技術者の資格）

第40条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技

術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第41条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者については2年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）については3年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1

級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

トイレトラックの取得について

トイレトラックについて、次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 26 日 提出

御殿場市長 勝又正美

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得物件   | トイレトラック  |
| 2 取得の方法  | 随意契約   |
| 3 取得金額   | 26,475,900 円   |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市東山 990 番地 御殿場コート 4 J<br>一般社団法人助けあいジャパン<br>共同代表理事 石川 淳哉 |

議案第72号

御殿場市富士山交流センターの指定管理者の指定について

御殿場市富士山交流センターの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

1 施設の名称 御殿場市富士山交流センター

2 指定管理者 御殿場市印野1699番地  
一般社団法人印野郷土振興協会  
理事長 勝間田 政道

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第73号

御殿場市地区コミュニティ供用施設等の指定管理者の指定について

御殿場市地区コミュニティ供用施設等の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

1 施設の名称 別表のとおり

2 指定管理者 別表のとおり

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

別表

No.	施設の名称	指 定 管 理 者		
		名 称	代 表 者	所 在 地
1	御殿場地区コミュニティ供用施設	御殿場区	御殿場区長	御殿場市御殿場 190番地の2
2	東山地区コミュニティ供用施設	東山区	東山区長	御殿場市東山 1017番地の1
3	二の岡地区コミュニティ供用施設	二の岡区	二の岡区長	御殿場市二の岡 一丁目3番15号
4	新橋地区コミュニティ供用施設	新橋区	新橋区長	御殿場市新橋 2081番地の2
5	萩原地区コミュニティ供用施設	萩原区	萩原区長	御殿場市萩原 508番地の1

6	二枚橋地区コミュニティ 供用施設	二枚橋区	二枚橋区長	御殿場市二枚橋 229番地の1
7	西田中地区コミュニティ 供用施設	西田中区	西田中区長	御殿場市北久原 603番地の1
8	永原地区コミュニティ 供用施設	永原区	永原区長	御殿場市萩原 1360番地の119
9	萩蕪地区コミュニティ 供用施設	萩蕪区	萩蕪区長	御殿場市萩蕪 152番地の6
10	中清水地区コミュニティ 供用施設	中清水区	中清水区長	御殿場市中清水 177番地の1
11	駒門地区児童厚生体育 施設	駒門区	駒門区長	御殿場市駒門 471番地
12	大坂地区コミュニティ 供用施設	大坂区	大坂区長	御殿場市大坂 249番地の1
13	高内地区コミュニティ 供用施設	高内区	高内区長	御殿場市神山 400番地の1
14	尾尻地区コミュニティ 供用施設	尾尻区	尾尻区長	御殿場市神山 930番地の7
15	川島田地区コミュニティ 供用施設	川島田区	川島田区長	御殿場市川島田 923番地
16	永塚地区コミュニティ 供用施設	永塚区	永塚区長	御殿場市永塚 692番地の1
17	茱萸沢上地区コミュニ ティ供用施設	茱萸沢上 区	茱萸沢上区 長	御殿場市茱萸沢 893番地の1
18	中畑東地区コミュニティ 供用施設	中畑東区	中畑東区長	御殿場市中畑 268番地の2
19	中畑北地区コミュニティ 供用施設	中畑北区	中畑北区長	御殿場市中畑 876番地の9
20	中畑南地区コミュニティ 供用施設	中畑南区	中畑南区長	御殿場市中畑 1667番地の1
21	中畑西地区コミュニティ 供用施設	中畑西区	中畑西区長	御殿場市中畑 1777番地の3

22	川柳地区コミュニティ 供用施設	川柳区	川柳区長	御殿場市川柳 27番地
23	小木原地区コミュニティ 供用施設	小木原区	小木原区長	御殿場市印野 2209番地の1
24	時之栖地区コミュニティ 供用施設	時之栖区	時之栖区長	御殿場市印野 1759番地の1
25	印野南地区学習等 供用施設	印野区	印野区長	御殿場市印野 866番地の1
26	印野地区コミュニティ 供用施設			
27	塚原地区コミュニティ 供用施設	塚原区	塚原区長	御殿場市塚原 859番地の2
28	山之尻地区コミュニティ 供用施設	山之尻区	山之尻区長	御殿場市山之尻 907番地の1
29	柴怒田地区コミュニティ 供用施設	柴怒田区	柴怒田区長	御殿場市柴怒田 117番地の1

議案第74号

御殿場市たくみの郷の指定管理者の指定について

御殿場市たくみの郷の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

1 施設の名称 御殿場市たくみの郷

2 指定管理者 御殿場市印野1699番地  
一般社団法人印野郷土振興協会  
理事長 勝間田 政道

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 75 号

駿東地域職業訓練センターの指定管理者の指定について

駿東地域職業訓練センターの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年御殿場市条例第 14 号）第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

御殿場市長 勝又正美

1 施設の名称 駿東地域職業訓練センター

2 指定管理者 御殿場市神山 1191 番地の 2  
職業訓練法人駿東地域職業能力開発協会  
会長 勝又正美

3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 76 号

御殿場市都市公園（秩父宮記念公園及び遊R U Nパーク玉穂、友愛パーク・朝日を除く）の指定管理者の指定について

御殿場市都市公園（秩父宮記念公園及び遊R U Nパーク玉穂、友愛パーク・朝日を除く）の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日 提出

御殿場市長 勝又正美

- |         |   |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 御殿場市都市公園（秩父宮記念公園及び遊R U Nパーク玉穂、友愛パーク・朝日を除く）      |
| 2 指定管理者 | 御殿場市川島田1446番地の24<br>御殿場総合サービス株式会社<br>代表取締役 岸 泰弘 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで                          |

